

令和 7 年度第13回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎 7 階 701 号室

3 会議の議題

（議題）適正な下水道使用料のあり方について

（報告）岡崎市水道事業経営戦略について

4 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員（10名）

学識経験を有する者	丸山 宏 （会長）	愛知産業大学 名誉教授
	富永 晃宏 （副会長）	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
	齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
水道又は下水道の使用者	久保 敦	栄屋乳業株式会社
	山本 京子	岡崎商工会議所 事務局長
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合 女性部
公募した市民	石井 美紀	
	松井 亜早美	

(2) 欠席委員（0名）

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 中田 利隆

上下水道部長 跡地 操

経営管理課長（次長） 新實 健治

上下水道部次長（水道浄水課課長） 小野塚 好司、

上下水道部次長（下水道施設課長） 藤野 真司

総務課長 石川 千乃、サービス課長 竹田 由宣、
水道工事課長 新美 正紀、下水道工事課長 鈴木 亨一郎
経営管理課副課長 棚岡 伸一、総務課副課長 飛田 晃宏、
経営管理課経営1係長 谷中 千恵、経営管理課経営2係長 藤岡 敏彰、
総務課総務人事係長 伊藤 嘉規、経営管理課主査 今泉 高樹

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち全員が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、山本委員を指名した。

8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者2名)

9 議事の要旨

資料1に基づき、適正な下水道使用料のあり方について事務局が説明した。
事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(A委員)

使用料収入の水準のページ(P14、P16、P18)に書かれている他会計負担金の金額はどのようにして決めているのか。

(事務局)

他会計負担金は、総務省が公営企業会計に対して定めている繰出基準に基づいて積算している。営業収益の他会計負担金は、雨水処理に要する経費として雨水に関する維持管理費、減価償却費及び企業債利息を繰り入れている。また、営業外収益の他会計負担金は、主に分流式下水道等に要する経費について、公共用水域の水質保全に資する部分の公費負担として減価償却費及び企業債利息が含まれる。

(A 委員)

使用料収入の水準によって事業全体の収入額が決まるということか。

(事務局)

お見込みのとおり、下水道使用料以外の収入見込額は動かない。必要な使用料収入の水準について議論いただきたい。

(B 委員)

一般家庭は現行の使用料がいくらで、27.5%の改定によりどれだけの影響があるのか。

(事務局)

一般家庭では1か月に20m³の水を使用すると考えており、使用料は消費税抜きで1,850円となり、単純に27.5%を上乗せすると1か月あたり500円強の負担増となる。下水道使用料は水道料金と併せて2か月に一度請求しているため、一請求あたりでは税込み1,100円強の増額となる。

(C 委員)

資料11ページの算定条件は必ず守る必要があるのか。

(事務局)

お金が支払えなくなることは企業の倒産を意味しており、資金不足を生じさせないことは事業継続において必須の条件となる。

目標とする資金残高が確保されることは、通常の運転資金を確保し健全な事業運営を行うために必要であるのに加えて、災害発生時の備えとしての意味合いがある。目標資金残高が確保されない場合、災害が発生した際に即時対応するための財源を改めて考えなければいけない。

(C 委員)

黒字経営が維持されることは収益的収支で純利益が出ているということか。

(事務局)

お見込みのとおり。今回の試算では、決算上の資金不足を生じさせないという条件を満たすことで、自動的に試算期間中の黒字経営が達成された。

(D 委員)

下水道使用料の算定に当たり、今後の人口減少や有収水量の予測を反映しているか。それとも現在の人口や接続率をそのまま使用しているか。

(事務局)

将来の人口推移及び接続率の上昇傾向等を見込んで算定している。増加する要素としては接続率が向上すること、減少する要素としては人口減少や使用者 1 件当たりの有収水量の減少傾向が挙げられ、それぞれの要素を考慮したうえで下水道使用料を算定している。

(E 委員)

前回の使用料改定から何年間据え置いたのか。また、その経緯を伺いたい。

(事務局)

直近の使用料改定は平成21年に行っており、令和 9 年に改定した場合18年ぶりの改定となる。前回の改定以降、使用料改定について検討を行ってきたが、平成25年度以降黒字決算が続いていたことから改定を見送っていた。

また、令和 2、3 年度の前回審議会では、若干の改定が必要な見込みではあったが、当時物価上昇が起きていなかったことに加えて、コロナ禍において市民負担が増えることは望ましくないとの判断から使用料改定は見送られた。

しかし、令和 4 年度以降の電気代高騰に始まる物価上昇等を受けて、これまでの経営努力だけでは対応しきれず、大きな改定が必要になった。

(E 委員)

27.5%の改定の主な要因は、昨今の物価上昇となるのか。

(事務局)

お見込みのとおり。令和 2、3 年度の審議会から現在までに10%強の物価上昇が発生している。試算期間の物価上昇見込みと合算すると、27.5%のうち20%程度が物価上昇対応分である。

(E 委員)

残りの7.5%分は下水道管渠の老朽化対応を考えてのものか。

(事務局)

災害、事故等、何か起きた時でも事業が継続できるように備えておく分が7.5%に相当する。

(C 委員)

資料19ページの使用料比較表について、岡崎市の現行使用料は中核市の中では低水準であるが、27.5%の改定を行うと上位となってしまうのか。

(事務局)

一般家庭に相当する月20m³使用した場合の使用料で考えると、現行使用料に単純に27.5%上乘せしても、中核市平均と比較して安価である。

(E 委員)

資料20ページについて、他市の改定事例を見ると、二段階改定を実施した事例がある。例えば、最初の5年間で20%程度改定し、5年後に不足分を改定する場合、合計の改定率はどうなるか。

(事務局)

条件は異なるが、二段階改定の検討は行っている。二年連続で改定する場合、令和9年に20%、令和10年に不足分の7%を改定し、合計で28.4%の改定となる。また、一度目の改定から1年空けて二度目の改定を行う場合、令和9年に20%改定、令和11年に不足分の7.8%改定し、合計で29.4%の改定となる。1年先送ることにより、最終的な改定率がおおむね1%ずつ引きあがる傾向である。このことから、一度に27.5%の改定を行う方が、二段階改定と比較して、将来的な使用者負担を抑えることができると言える。

(E 委員)

二段階改定の効果はあまりないのか。

(事務局)

事例によっては利用者の負担感軽減の効果はあると思うが、今回の下水道使用料の試算に関しては、最終的な改定率が高くなる影響の方が大きく、負担感を軽減する効果は薄いと考える。

(E 委員)

次回の下水道使用料の見直しは、いつ頃行われるのか。

(事務局)

下水道使用料は4年に一度見直しを行うこととしており、次回の見直しでは、令和13年度から10年間の計画についてご審議いただく予定となっている。

(議長)

事務局から提示された使用料改定案について、委員の皆さまからご意見を伺う。

(F 委員)

27.5%の改定案に賛成する。

(E 委員)

事務局の説明は理解した。

(G 委員)

27.5%の改定案については理解できた。市民の意識としては、災害対策をより手厚くするのが良いと考えているのではないか。災害に対する備えに係る改定が7.5%で足りるということを十分に検証したうえで使用者に説明してほしい。

(H 委員)

27.5%の改定案に賛成する。

(I 委員)

急激に値上げされるよりも、二段階で改定されると助かると感じてしまう使用者がいると思う。一括改定することで使用者負担が抑えられていることを丁寧に説明すれば納得が得られるのではないか。

(D 委員)

27.5%の改定案に賛成する。ただし、二段階改定のほうが使用料が安く済むように聞こえるため、使用者負担がなるべく少なくなるように試算したことを強くアピールするしかない。

(B 委員)

27.5%の改定案に賛成する。使用者に理解が得られるよう、今回の改定に至るまでの経営努力等を説明してほしい。

(J 委員)

令和18年までに目標資金残高を達成するという条件は、改定率を下げるための対応としては致し方がない。何かあった際の備えが必要でなくなるよう、日ごろから施設のメンテナンスを行うことが重要である。

借入条件の見直しについては、償還年限を延長することで、支払利息が増えてしまうものの、償還期間と耐用年数のギャップが埋まることから問題はない。使用者への説明の中で、支出を先送りすることだけが目的でないことを丁寧に説明してほしい。

個人的には、借入条件を見直したうえで32.3%の改定を行い、目標資金残高の達成時期を早めた方がよいと考えているが、今後も継続して使用料を検討する体制を持つということであれば、27.5%の改定案は適切である。

(A 委員)

資料20ページの他市における改定率と比較すると、27.5%の改定は高く感じる。使用者は将来の負担が減ることよりも、直近の改定が抑えられるほうが良いと考えるのではないか。一度目の改定を20%に抑える二段階改定を支持する。

(議長)

A 委員より二段階改定の検討の提案があったが、全体の意見としては事務局案の27.5%を認めたうえで議論を進めることとする。

使用者の方へ説明する際は、岡崎市下水道事業が目指すインフラ体制を明確にし、それを達成するために必要な投資を行うために使用料の改定が必要であることを強調したい。

今後、使用料について更に深い議論が必要となるが、次回の審議内容について伺う。

(事務局)

次回審議会では、今回承認された27.5%の改定における総括原価及び使用料体系についてご提案する。

(J 委員)

使用料体系の検討においては、現行の体系に囚われず、岡崎市のあるべき姿を示してほしい。下水道事業の持続可能な運営を実現するため、どのような使用料体系を設定すれば経営が安定するかといった視点で考える必要がある。

続いて資料 2 に基づき、岡崎市水道事業経営戦略について事務局が報告した。委員からの質疑はなし。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部部長挨拶

会議資料

【事前送付資料】

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第
資料 1 適正な下水道使用料のあり方について

【当日配布資料】

資料 2 岡崎市水道事業経営戦略
席次表